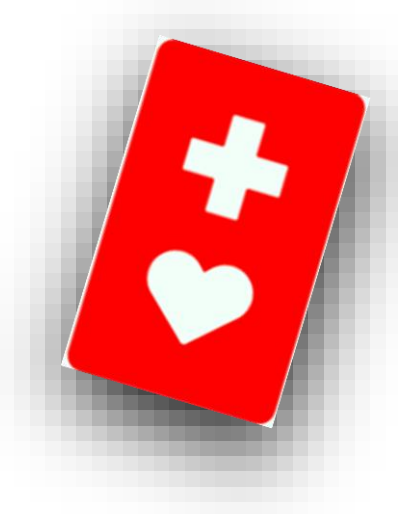


吉川市障がい者の地域での生活を考える検討会議

報告書



令和4年 月

吉川市障がい者の地域での
生活を考える検討会議

目 次

1	はじめに	…	2
2	吉川市の現状と課題	…	3
	（1）障がい者	…	3
	（2）障がい福祉サービス	…	4
3	検討事項の報告	…	5
	（1）障がい者の就労支援	…	5
	（2）グループホーム設置促進	…	6
4	資料		
	（1）吉川市障がい者の地域での生活を考える検討会議の経過	…	8
	（2）吉川市障がい者の地域での生活を考える検討会議委員名簿	…	9
	（3）吉川市障がい者の地域での生活を考える検討会議設置要綱	…	10
	（4）吉川市障がい者就労促進支援金交付要綱	…	12
	（5）吉川市障がい者グループホーム整備事業補助金（骨子）	…	20
	（6）埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業費補助金交付要綱	…	21

1 はじめに

平成30年2月、障がいのある人もない人も、ともに助け合い地域で安心して暮らしていくためにはどのようなことが必要なのかを検討していくことを目的として、「吉川市障がい者の地域での生活を考える検討会議」が設置されました。そして、この検討会議は約3年にわたり12回の会議や視察を重ねるとともに、市内の障がい者の方々へのアンケート調査等も行い、令和3年2月に「障がい者就労等に関する提言」をまとめ市に提出しました。

それに引き続く今回の2期目の検討会議では、その提言を踏まえ「障がい者の就労支援」と「グループホームの設置促進」に議題を絞り、その課題に精通した方々を委員として迎え、それらを実行に移すための深掘した議論を重ねてきました。

一方、令和3年3月に「障がい者が愛着のある吉川市で親亡き後も安心して暮らしていくためのサポート基金（通称：ノブくんスマイル基金）」が設置されたことは大変喜ばしい事であり、障がい者福祉の未来を考える上で大きな前進です。まちの障がい者福祉の推進に想いを寄せてくださる多くの寄附者の方々の気持ちに応えるためにも、この検討会議で議論してきた課題も含めてこの基金を有効に活用していく必要があります。

今回の検討会議では、先に提言を行った内容の現状の詳細を把握することから始め、実際に事業を運営している方々を招いて様々なお話を伺った上で、必要かつ有効であると思われる就労支援、グループホーム、そしてショートステイの支援制度をひとつの形にすることが出来ました。これを一つの区切りとして、その内容をここに報告します。

令和4年 月 日

吉川市障がい者の地域での生活を考える検討会

委員長 星座正俊

2 吉川市の現状と課題

(1) 障がい者

当市の令和4年4月1日現在の総人口は73,043人で、このうち障害者手帳を所持されている方は、身体障害者手帳1,718人、療育手帳549人、精神障害者保健福祉手帳675人で、合計2,942人です。近年5年間の推移を見てみると、身体障害者手帳の所持者数に大きな変化は見られませんが、療育手帳は平成30年度に比べて約20%の増加、精神障害者福祉手帳では同比約52%も所持者数が増加しており、支援を必要とする方が増加している傾向にあります（表1参照）。

また、先の検討会議で実施したアンケートの年齢層や家族構成の質問項目から、40～50代の障がい者と保護者が同居している家庭が多くいると推考されます（表2参照）。年を重ねるごとに、高齢の親が障がいのある子どもを介護している“老障介護”と呼ばれる家庭が増えていくことが懸念されるとともに、その対策が求められています。

引き続き、支援の体制や施設などの環境を整えていくとともに、支援側の質を向上させていくことが必要です。

表1【障がい者の推移】

単位：人

	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	H30比(%)
総人口	72,450	72,877	73,014	73,217	73,043	100.82
身体障害者手帳	1,736	1,725	1,727	1,733	1,718	98.96
対人口比(%)	2.40	2.37	2.37	2.35	2.35	—
療育手帳	457	472	505	522	549	120.13
対人口比(%)	0.63	0.65	0.69	0.75	0.75	—
精神障害者保健福祉手帳	444	509	567	617	675	152.03
対人口比(%)	0.61	0.70	0.78	0.92	0.92	—

※各年度、総人口は4月1日現在、障害者手帳所持者数は3月31日現在

表 2-1 【障がい者の年齢層】

回答	人数	構成比	回答	人数	構成比
10歳未満	27人	5.0%	40代	119人	21.9%
10代	40人	7.4%	50代	81人	14.9%
20代	57人	10.5%	60代	50人	9.2%
30代	54人	9.9%	無回答	115人	21.2%
			合計	543人	100.0%

表 2-2 【障がい者の家族構成】

※複数回答あり

選択肢	人数	構成比
父母、祖父母、兄弟、姉妹	311人	61.6%
配偶者（夫または妻）	114人	22.6%
子ども（子の配偶者、孫を含む）	62人	12.3%
友達、仲間など	4人	0.8%
その他	8人	1.6%
無回答	6人	1.2%
合計	505人	100.0%

（2）障がい福祉サービス

障がい者が日中に活動する事業所は、サービスによっては事業所の数が増加しています。特に障がい児を対象とした児童発達支援と放課後等デイサービスや、居住系サービスの共同生活援助（グループホーム）においては、新たな事業所が開設され、増加率が際立って高い状況です（表3参照）。一方で、就労継続支援や就労移行支援、就労定着支援の事業所数はあまり変化がなく、定員も満たされていない事業所がある状況です。

また、国から自治体ごとに設置を求められている基幹相談支援センターや地域活動支援センターについては、市が社会福祉法人に委託し設置しており、既に障がい者の支援活動に寄与しています。

表3【障がい福祉サービスの推移】

単位：箇所

	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R4.11	H30比
日中活動系サービス・障がい児通所サービス							
児童発達支援	1	2	3	3	4	4	400%
放課後等デイサービス	5	7	7	7	8	9	180%
就労継続支援A型	2	2	2	2	2	2	100%
就労継続支援B型	2	2	2	2	2	3	150%
就労移行支援	2	2	2	1	1	2	100%
就労定着支援	0	0	1	1	1	1	—%
自立訓練	1	1	1	1	1	1	100%
生活介護	2	2	2	2	4	4	200%
地域活動支援	1	1	1	1	1	1	100%
居住系サービス							
共同生活援助	2	5	5	5	6	9	450%

※各年度、4月1日現在

3 検討事項の報告

令和3年2月に市に提出された「吉川市障がい者の地域での生活を考える検討会議提言書」に沿って、検討会議では「障がい者の就労支援」と「グループホームの設置促進」について議論を重ねてきました。この2つの課題に取り組むため、就労支援策や障がい者雇用、グループホームなどの現状について実際に事業を運営されている方々を招いて直接お話を伺うなど、事業の実態を深く理解した上で、支援目的をはじめとして、対象者の範囲、誰を主体として何を行っていくか、支援金額はどのくらいがよいか、また、どのようにその継続させていくべきかということを議論してきました。

そして、今期の検討会議では次のような支援策を市に対して提案してきました。

(1) 障がい者の就労支援

就労支援策は、障がい者が主体となり申請や請求ができるよう、様式や手続きは簡易にすることを基本とした上で、就労を目指しチャレンジしている障がい者自身にも

応援する気持ちが伝わる支援としていきたいという意見にまとまりました。また、体調が不安定なため長時間の労働が難しい障がい者も多いことから、対象要件のハードルは出来るだけ低くすることを提案しました。そして、受入側の企業の抵抗感がより低くなるよう、実習する期間の損害賠償保険の補助や、雇用後最初の6か月が長期雇用には重要とされることから、この間に支援に携わる障がい福祉事業所への手当を充実させるなどの具体的な提案も行い、それを受けて市が「吉川市障がい者就労促進支援金交付要綱（令和4年4月1日施行）」をまとめ、その取り組みがスタートしています（4参考（4）参照）。

【吉川市障がい者就労促進支援金交付要綱の概要】

種類	対象	要件	金額
職場実習支援	事業者	1日3時間以上の職場実習を行うこと	1日当たり5,000円 (最大5日まで)
	障がい者		1日当たり1,000円 (最大5日まで)
就労初期支援	障がい福祉事業所	月1回以上、障がい者と事業者に支援を行うこと	1日当たり段階的に8,000円まで（月4回、最大6月まで）

労働意欲はあるがチャレンジできずにいる障がい者や、障がい者雇用に関心があるが不安を持つ事業主の方々に活用いただけるよう、広報やホームページなどにより積極的に周知を図り、当制度の活用を図っていただくよう提案します。

（2）グループホーム設置促進

令和2年に先の検討会議で実施したアンケートの結果では、グループホームを含む施設入所の利用について、「利用したい」とする方は115名（21.2%）でしたが、「わからない」とされている方も194名（35.7%）おり、将来的にどうなるかわからないと思っている方が多いと推測される結果でした。

一方で、市内など身近な場所で夜間見守りや介護をしてくれるグループホームがあったらとの質問では、「入居したい」、「考えてみてもいい」とする方が205名（37.8%）になり、希望者は倍近くに増えます。また、「その他」と回答された46名（8.

5%)の方の中には、「必要になれば利用したい」や「まだイメージできない」、「家賃等の費用がわからない」など、利用に前向きな意見もあり、身近な場所で暮らしていくことを望む方は、はさらに増える可能性があります。

その受け皿となるグループホームの現状は、検討を始めた当時は5箇所でした。このためグループホームの設置を促進させようと、グループホームを設置する際の補助制度の議論を進めてきました。グループホームを作るためには初期に多額な費用が掛かること、また重度の障がい者が一定数利用する場合はスプリンクラーが必須なこと、民家を活用したバリアフリー化には構造的な困難が多いことなど、課題は事業費面だけではありません。また、補助制度を設ける際の財源は「障がい者が愛着のある吉川市で親亡き後も安心して暮らしていくためのサポート基金（以下「ノブくんスマイル基金」という。）」が考えられるため、補助額の設定に当たってはノブくんスマイル基金を長きにわたり活用することを前提としなければならないことも議論しました。これらをまとめたものが「吉川市障がい者グループホーム整備事業補助金（骨子）」です（4資料（5）参照）。

そのような中、市内において令和4年2月に民家を活用したグループホームが開設され、同年5月と8月にもアパートタイプの開設があり、その数は検討開始前の5箇所から現在9箇所に増えました。また、市には現時点で複数のグループホームの開設相談があり、埼玉県では「埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業費補助金」制度が創設されるなど、市内のグループホームを取り巻く状況に大きな変化がありました。

このようなことから、補助制度の創設はいったん見合わせ、今後の状況を見極めることと決定しました。

しかしながら、アンケートでは、ショートステイ（短期入所）の利用を希望する方も93名（17.1%）おり、ショートステイの整備の課題も残されています。今後、グループホームの補助制度創設の議論が再開した際には、是非ともショートステイ整備支援も併せた検討をされるよう提案します。

4 参考

(1) 吉川市障がい者の地域での生活を考える検討会議の経過

回	開催日	検討内容
第1回	令和3年6月30日	<ul style="list-style-type: none">・吉川市の障がい者の就労支援・障がい者の就労希望（アンケート結果）・現在の就労支援の仕組み・新たな就労支援策（案）のイメージ・今後のスケジュールについて
第2回	令和3年8月23日	<ul style="list-style-type: none">・新たな就労支援策（見直し案）について・今後のスケジュールについて
第3回	令和3年11月10日	<ul style="list-style-type: none">・障がい者就労支援等補助金（案）の概要について・グループホーム設置促進に係る支援策について
第4回	令和4年7月28日	<ul style="list-style-type: none">・就労促進支援金の実績報告・吉川市障がい者グループホーム整備事業補助金について・ショートステイ（短期入所）整備への支援について・今後の議題について
第5回	令和4年12月20日	<ul style="list-style-type: none">・

(2) 吉川市障がい者の地域での生活を考える検討会議委員名簿

氏名	所属等	委嘱区分
星座 正俊	社会福祉法人彩凜会	障がい者福祉施設の代表者
渡辺 佐恵子	社会福祉法人葎の里	障がい者福祉施設の代表者
亘 泰成	一般社団法人カルミア	障がい者福祉施設の代表者
高橋 右典	ヒューマニティアシスト合同会社	障がい者福祉施設の代表者
岡田 てる代	吉川市手をつなぐ育成会	障がい者団体等の代表者
鈴木 平	しらこぼと会	障がい者団体等の代表者
糸井 敏夫	埼玉県立三郷特別支援学校	学校関係者
杉田 聡	埼玉県立越谷特別支援学校	学校関係者
金井 玲		吉川市障がい者計画策定委員会委員
吉澤 博信		障害者手帳を有する者
古野 量平	ハローワーク越谷	市長が必要と認める者
若山 哲広	県障害者雇用総合サポートセンター	市長が必要と認める者
鈴木 俊昭	東埼玉テクノポリス協同組合	市長が必要と認める者
塩入 英明	コーワプラス株式会社	市長が必要と認める者
明星 徹郎	吉川市農業活性化検討会議委員	市長が必要と認める者

(敬称略)

(3) 吉川市障がい者の地域での生活を考える検討会議設置要綱

(設置)

第1条 障がいのある人もない人も、ともに助け合い地域で安心して暮らすことができるまちを目指すため、吉川市障がい者の地域での生活を考える検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事務を所掌し、市長に検討した結果（以下「検討結果」という。）を報告するものとする。

- (1) 障がい者の就労支援の在り方及び今後の方向性について検討すること。
- (2) 障がい者グループホームの必要性及び在り方について検討すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員15人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい者福祉施設の代表者
- (2) 障がい者団体等の代表者
- (3) ボランティア団体関係者
- (4) 学校関係者
- (5) 吉川市障がい者計画策定委員会委員
- (6) 障害者手帳を有する者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員長等)

第4条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、検討会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 検討会議の委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による検討結果の報告の日までとする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、こども福祉部障がい福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年2月15日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条の規定による検討結果の報告の日限り、その効力を失う。

附 則（令和元年12月4日市長決裁）

この要綱は、令和元年12月18日から施行する。

(4) 吉川市障がい者就労促進支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者の就労を促進するため、職場実習を受けた障がい者等に対し、予算の範囲内で支援金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の支援金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和53年吉川町規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 市内に住所を有する者であって次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者
 - イ アに掲げる者と同程度の障がいがあると市長が認める者
- (2) 職場実習 事業者（国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）が就労を希望する障がい者に対し、就労に必要な知識及び技能を習得させるために行う実習をいう。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項の障害福祉サービス事業によるものを除く。
- (3) 就労初期支援 事業者が新たに障がい者の雇用（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号の就労継続支援A型を行う事業所における雇用を除く。）をした場合において、当該事業者及び当該障がい者に対し、就労した日から6月（1月に満たないときは、1月とする。）を経過する日までの間、就労の継続を目的として必要な支援を行うことをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金は、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、当該各号に定める者に交付する。

- (1) 障がい者が職場実習を受けた場合の支援金（以下「就労応援金」という。） 当該障がい者
- (2) 事業者が職場実習を行った場合の支援金（以下「職場実習協力金」という。） 当該事業者
- (3) 事業者が就労初期支援を行った場合の支援金（以下「就労初期支援金」という。） 当

該事業者

2 市長は、前項第2号及び第3号に定める事業者が法令を遵守していない場合その他市長が適当でないとする場合は、支援金を交付しないことができる。

(交付の要件)

第4条 支援金の交付の対象となる職場実習は、1日につき3時間以上の職場実習とする。

2 支援金の交付の対象となる就労初期支援は、次に掲げる要件の全てに該当する就労初期支援とする。

(1) 1月当たり1日以上、事業者及び障がい者と対面で行う就労初期支援であること

(2) 次に掲げる事業者が行う就労初期支援であること。

ア 法第5条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援又は同条第15項に規定する就労定着支援を行う事業者

イ 吉川市障がい者就労支援センター（以下「センター」という。）

3 前項の規定にかかわらず、センターがセンターの登録者に対して就労初期支援を実施した場合は、就労初期支援金は、交付しない。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 就労応援金 1日につき1,000円。ただし、5日を限度とする。

(2) 職場実習協力金 1日につき5,000円。ただし、5日を限度とする。

(3) 就労初期支援金 1日につき次のアからエまでに掲げる支援の時間の区分に応じ、当該アからエまでに掲げる額。ただし、1月につき4日を限度とする。

ア 1時間未満 2,000円

イ 1時間以上2時間未満 4,000円

ウ 2時間以上4時間未満 6,000円

エ 4時間以上 8,000円

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書は、就労応援金及び職場実習協力金に係る申請書にあっては職場実習を開始する日の原則として7日前までに、就労初期支援金に係る申請書にあっては就労した日から原則として1月を経過する日までに提出しなければならない。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(報告書の様式等)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(額の確定通知)

第9条 規則第14条の規定による額の確定通知は、吉川市障がい者就労促進支援金交付額確定通知書(様式第4号)によるものとする。

(請求書の提出)

第10条 規則第14条の規定による額の確定通知を受けた者は、吉川市障がい者就労促進支援金請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出を受けた場合は、速やかに支援金を交付するものとする。

(書類の整備)

第11条 支援金の交付を受けた障がい者及び事業者は、職場実習又は就労初期支援の実施状況に関する書類を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する書類は、職場実習又は就労初期支援の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(障がい者による手続)

第12条 この要綱の規定による職場実習協力金及び就労初期支援金に係る申請書の提出その他の手続(支援金の受領を除く。)については、職場実習又は就労初期支援を行った事業者の委任を受け、職場実習又は就労初期支援を受けた障がい者又はその代理人が行うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（宛先）吉川市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

吉川市障がい者就労促進支援金交付申請書

吉川市障がい者就労促進支援金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 申請額

就労応援金・職場実習協力金

申請額	応援	円（1,000円/日、上限5日）
	協力	円（5,000円/日、上限5日）
実習期間		年 月 日～ 年 月 日 (うち実習予定日数 日間)
事業者	住 所	
	名 称	
	電話番号	

就労初期支援金

申請額	円 (2,000～8,000円/日、4回/月、6月間)	
予定支援日数	時間/日、 回/月、 月間	
雇用開始日	年 月 日	
事業者	住 所	
	名 称	
	電話番号	

2 委任事項

私は、職場実習協力金又は就労初期支援金に係る申請書の提出その他の手続（支援金の受領を除く。）について、申請者に委任します。

事業者 住所 _____
氏名又は代表者名（自署） _____

※確認書類

- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳
- ・上記手帳の交付を受けていない場合は、手帳の交付を受けた者と同程度の障がいがあることを証する書類

第 号
年 月 日

様

吉川市長



吉川市障がい者就労促進支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった吉川市障がい者就労促進支援金について、補助金等の交付手続等に関する規則第5条第1項の規定により、次のとおり交付を決定します。

1 交付決定額

区分	交付決定額
就労応援金	円
職場実習協力金	円
就労初期支援金	円

2 条件

年 月 日

（宛先）吉川市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

吉川市障がい者就労促進支援金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった吉川市障がい者就労促進支援金に係る職場実習又は就労初期支援が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、次のとおり報告します。

職場実習 就労初期支援 の実施日等

実施日	内容
年 月 日 : ~ :	
年 月 日 : ~ :	
年 月 日 : ~ :	
年 月 日 : ~ :	
年 月 日 : ~ :	
年 月 日 : ~ :	
年 月 日 : ~ :	
年 月 日 : ~ :	
年 月 日 : ~ :	
年 月 日 : ~ :	

上記のとおり、職場実習 就労初期支援 を実施しました。

事業者 住 所
名 称
代表者職氏名

第 号
年 月 日

様

吉川市長



吉川市障がい者就労促進支援金交付額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった吉川市障がい者就労促進支援金について、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により、次のとおり交付額を確定したので通知します。

交付確定額

区分	交付確定額
就労応援金	円
職場実習協力金	円
就労初期支援金	円

年 月 日

（宛先）吉川市長

住 所
氏 名
電話番号

㊞

吉川市障がい者就労促進支援金請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった吉川市障がい者就労促進支援金について、吉川市障がい者就労促進支援金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額

区分	請求額
就労応援金	円
職場実習協力金	円
就労初期支援金	円

2 振込先

(1) 就労応援金

		銀行	本店
		信用金庫	支店
		農業協同組合	出張所
普通・当座	口座番号		
フリガナ			
口座名義人			

(2) 職場実習協力金 就労初期支援金

		銀行	本店
		信用金庫	支店
		農業協同組合	出張所
普通・当座	口座番号		
フリガナ			
口座名義人			

(5) 吉川市障がい者グループホーム整備事業補助金（骨子）

○趣旨

障がい者の地域における自立した生活の場を確保するため、グループホームの施設・設備の整備に要する経費の一部について補助金を交付する。

○補助対象者

次の要件を満たす者

- 1 市内において、所有・賃貸に関わらず、新築や既存建物を活用して障がい者のグループホームを整備する者
- 2 埼玉県に当該事業所として指定を受けた者又は受ける予定の者

○補助対象経費

区分		補助対象経費	補助限度額
施設 整備	自ら建物を整備 する場合 又は 建物を購入して 整備する場合	入居者が居住するために必要な次の経費 で、国・県の補助金額を除いた自己負担 となる金額の1/2 ①工事請負費 ②工事事務費 旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製 本費、設計監督料など ③開設準備費 需用費、使用料・賃借料、備品購入費、 役務費、委託料、負担金 ④建物売買事務経費 旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製 本費など	1,500,000円
	賃貸建物により 整備する場合	入居者が居住するために必要な次の経費 で、国・県の補助金額を除いた自己負担 となる金額の1/2 ①工事請負費 ②工事事務費 旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製 本費、設計監督料など ③開設準備費 需用費、使用料・賃借料、備品購入費、 役務費、委託料、負担金	1,000,000円
設備 工事	スプリンクラー を設置する場合	スプリンクラーを新たに設置する工事費 で、自己負担となる金額の1/2	500,000円

補助対象としない経費

- ①土地又は建物の取得に要する経費
- ②その他整備事業に係る費用として適当と認められない経費

(6) 埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、空き家を利活用して、重度障害者が入居できるグループホームの整備に必要な改修費用に対する補助金を予算の範囲内において交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第2項から第4項まで、社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例（昭和38年埼玉県条例第15号。以下「条例」という。）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、障害者の地域生活への移行のため、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「基本的指針」という。）に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年11月7日法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護を行う事業所（以下「生活介護事業所」という。）、同条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）又は同条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所（以下「グループホーム」という。）を運営する法人が、グループホームを整備するため、重度障害者の障害特性に合わせて入居に必要な改修工事等を行う場合に、その改修工事に要する費用の一部を補助することにより、地域社会における重度障害者の住まいの場の整備を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「重度障害者」とは、障害支援区分5以上又はそれに準ずるものをいう。

(2) 「改修工事等」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる改修内容をいう。

整備区分	整備内容
改修整備工事	重度障害者を受け入れるためのバリアフリー化工事等グループホームの基盤整備を図るための改修工事 ※設備基準に適合させるための改修も含む
介護リフト等特殊付帯工事	重度障害者を受け入れるための介護用リフト等特殊付帯工事
消防設備等工事	重度障害者を受け入れるため消防法及び建築基準法等関係法令に適合させるために必要となる改修工事

生活基盤設備等改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事 ・ 給排水設備、電気設備、ガス設備等付帯設備及び冷暖房設備の改造工事 ・ 建物内部の模様替えのための改修工事
安全・防犯強化工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ スプリンクラー設備、非常通報装置など、グループホームの安全・防犯を強化するための工事
その他改修工事等	特に必要と認められる上記整備区分に準ずる工事
設計・監理	上記整備区分に関する設計・監理料

(3) 「空き家」とは、県内市町村の空き家バンクに登録している建物又は建設工事の完了の日から起算して概ね1年を経過し、概ね3カ月以上使用されていない建物をいう。

なお、当該建物の建築確認年月日が昭和56年6月1日より前の場合は、耐震診断により耐震基準を満たしていることが確認できる建物を、本要綱の「空き家」とする。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

(1) 社会福祉法人等が自己所有する空き家を重度障害者が入居できるグループホームの共同生活住居又はユニットにするため、前条第2号に定める工事内容により改修を行った経費とする。

(2) 社会福祉法人等が、賃貸借もしくは使用貸借により、空き家を重度障害者が入居できるグループホームの共同生活住居又はユニットにするため、前条第2号に定める工事内容により改修を行った経費とする。

(交付対象)

第5条 この補助金は、社会福祉法人等がさいたま市、川越市、越谷市及び川口市を除く埼玉県内でグループホームを整備し、重度障害者1名以上が整備後のグループホームに入居を予定する場合に、当該法人を交付対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、この補助を受けようとする社会福祉法人等（法人にあっては、その役員等（業務を執行する社員、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該法人の経営に関与している者又は当該法人の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、この補助金の交付の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知っ

て、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

（3）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（交付額の算定方法）

第6条 この補助金の交付額は、次により算出する。

なお、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額の合計額と、総事業費からその他の補助金や寄付金などの収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

イ アにより選定された額と別表の第2欄の補助基準額とを比較して少ない方の額とする。

ウ イにより算出された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。（補助対象外経費）

第7条 この補助金は、次の各号に掲げる経費は補助金の対象にしない。

（1）第1条のグループホームの整備に必要な土地の取得及びその整地に関する経費

（2）第1条のグループホームの整備に必要な空き家の取得に関する経費

（3）第1条のグループホームの整備に必要な空き家の賃貸借若しくは使用貸借に関する経費

（4）その他補助対象経費として適当と認められない経費

（交付の条件）

第8条 規則第5条に規定する必要な条件は次のとおりとする。

（1）次のものを変更するときは、知事の承認を受けなければならない。

ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ 建物等の用途

ウ 居室等改修内容及びその範囲

エ 入居定員

オ 重度障害者入居予定者数

（2）補助事業を中止し、又は廃止するときは、知事の承認を受けなければならない。

（3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

- (4) 補助事業が年度内に完了しないと見込まれるときは、当該年度の3月1日までに、その理由と変更後の工期日程を添えて、知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業に関する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、社会福祉法第113条第2項に規定された共同募金会を通じた受配者指定寄付金を除くものとする。
- (6) 補助事業の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (7) 改修契約等については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (8) この補助金の対象経費に対し、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付の決定を受けた場合には、この補助金の交付の申請はできないものとする。
- (9) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (10) 前(1)から(9)により付した条件に違反したときは、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(承認の手続き)

第9条 前条第1号から第3号の規定により、承認又は指示を受けようとする場合は、その内容及び理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(申請)

第10条 社会福祉法人等が、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする場合は、知事が定める期日までに(別記第1号様式)埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業補助金申請書1部を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 社会福祉法人等が、規則第12条の規定により実績報告をしようとする場合は、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日(第7条(3)により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業補助金実績報告書(別記第2号様式)1部を知事に提出しなければならない。

なお、補助事業が翌年度にわたるときは、埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業補助金の年度終了報告書(別記第3号様式)1部をこの補助金の交付決定に係る県の会計年度の翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。

(請求書)

第12条 社会福祉法人等が、規則第15条の規定により補助金の交付を請求しようとする場合は、埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業補助金交付請求書(別記第4号様式)1部を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第13条 社会福祉法人等は、規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとする場合は、埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業補助金概算払請求書(別記第5号様式)1部を知事に提出しなければならない。

(工事の状況報告)

第14条 社会福祉法人等は、工事を着手した場合には、埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業補助金による施設等の工事着工報告書(別記第6号様式)により、工事を着工した日から1週間以内に、また、工事進捗状況については、埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業補助金による施設等の工事進捗状況報告書(別記第7号様式)により、当該年度の12月末現在の状況を翌月の10日までにそれぞれ各1部を知事に提出しなければならない。

(支援対象者の状況報告)

第15条 社会福祉法人等は、補助事業完了後5年間は、埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業補助金により整備されたグループホームに入居した支援対象者について、支援対象者現況報告書(別記第8号様式)により各年度の3月末現在の状況を翌月の10日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第16条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、期限を定め、本要綱に基づき交付された補助金の全額又は一部の額の返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助金の額を確定したとき、その確定した額を超える補助金を交付した場合にあっては、期限を定め、その超える額の補助金の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第17条 規則第19条第1号に規定する知事の定めるものは、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物とし、同条第2号に規定する知事の定めるものは、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が取得単価50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15条)に定める期間とし、期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

3 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納入させることができるものとする。

(書類の整備等)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業完了後(第7条(3)により改修の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

整備区分	補助基準額	補助対象経費	補助率
改修整備工事	8,000,000円	施設の改修に必要な工事費又は工事請負費(各々の行動特性に応じた環境整備を実施するもので、第6条に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務の費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計・監理料をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)	3/4
介護リフト等特殊付帯工事			
消防設備等工事			
生活基盤設備等改修工事			
安全・防犯強化工事			
その他			
改修工事等			
設計・監理			